令和4年度

かつらぎ町一般会計及び各特別会計 歳入歳出決算審査意見書

かつらぎ町監査委員

(写)

か監第0818001号 令和 5年 8月18日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則 様

かつらぎ町監査委員 森 下 悦 男 浦 中 隆 男

令和4年度かつらぎ町一般会計及び 各特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定により審査に付された令和4年度かつらぎ町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、証拠書類、その他政令で定める書類について審査した結果、下記のとおり意見書を提出します。

記

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和4年度かつらぎ町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和4年度かつらぎ町シビックセンター特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和4年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和4年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計歳入歳出決 算
- (5) 令和4年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和4年度かつらぎ町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (7)令和4年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計歳入歳出決算

2 審査の期間 令和5年7月27日

" 8月 1日

ッ 8月 2日

ッ 8月 3日

3 審査の場所 かつらぎ町役場 第2委員会室

4 審査の手続

決算審査にあたって、町長から提出された上記各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が地方自治法等関係法令に準拠して作成されているか否かを検証するため、担当職員の説明を聴取するとともに、決算関係書類の審査手続を実施し、更に、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的かつ効果的に行われたか、各基金は適正に運用されたか、また、令和4年度新規事業を含む主要施策について、予算を執行した成果、効果の状況等を主眼として考察した。

第2 審査の結果

審査に付されたかつらぎ町各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、その他附属調書は、地方自治法等関係法令に準拠しており、各会計の決算計数は、提出された決算関係書類と照合の結果、適正であると確認した。

一般会計・特別会計決算の概要

1 決算の総括

(1)歳入歳出決算の状況

一般会計及び特別会計の決算総額は、次のとおりである。

(単位:千円)

	区 分	一般会計	特別会計	合 計
	予 算 総 額	11, 847, 070	6, 133, 918	17, 980, 988
決	歳 入	11, 238, 490	6, 086, 628	17, 325, 118
算	歳出	10, 597, 989	5, 880, 618	16, 478, 607
額	歳入歳出差引	640, 501	206, 010	846, 511

(2) 実質収支の状況

実質収支額は、一般会計で331,453 千円、特別会計で206,010 千円の黒字となり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、一般会計で44,503 千円の赤字、特別会計で17,070 千円の黒字となっている。

(3) 財政指数

財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、前年度に比べ 5.8 ポイント上昇している。また、実質的な公債費(地方債の元利償還金)が財政に及ぼす負担を表す実質公債費比率は 0.1 ポイント減少している。

E /\	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率
区分	(3か年平均)	(%)	(%)
令和3年度	0.35	91.3	9. 3
令和4年度	0.34	97. 1	9. 2

(4) 主な基金の状況

基金の状況は、積立総額 797,827 千円、取り崩し額 710,602 千円、差引 87,225 千円の増加となり、年度末現在高は 3,358,927 千円となった。主な 基金の年度末現在高は下表のとおりで、その運用及び管理の状況は、正確 に行われている。

(単位:千円・%)

豆 八	令和4年度末	令和3年度末	増減	増減率
区 分	(a)	(b)	(c=a-b)	(c)/(b)
財政調整基金	1, 459, 383	1, 388, 439	70, 944	5. 11
減債基金	73, 537	65, 856	7, 681	11.66
ふるさとかつらぎ基金	493, 364	509, 507	△ 16, 143	△ 3.17
庁 舎 建 設 基 金	425, 245	331, 619	93, 626	28. 23

(5) 財産に関する調書

土地及び建物

(単位:m²)

	財産区分	土	地	建	物
	<u> </u>	年度内増減	年度末現在	年度内増減	年度末現在
行	公 用	656.00	13, 287. 06		6, 561. 21
政	公共用	6, 335. 74	723, 924. 62	△ 4,967.05	115, 397. 76
	普通	△ 8, 371. 43	163, 109. 89	206. 96	15, 021. 30
	山 林		1, 320, 033. 00		
	合 計	△ 1,379.69	2, 220, 354. 57	△ 4,760.09	136, 980. 27

2 一般会計

一般会計の決算における前年度との収支比較の状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

	区		分		令和4年度(A)	令和3年度(B)	増減額	(A) - (B)
予	算	現	L	額	11, 847, 070	12, 543, 156	Δ	696, 086
歳	入	総	264	額	11, 238, 490	12, 210, 722	\triangle	972, 232
歳	出	総),,	額	10, 597, 989	11, 819, 103	\triangle	1, 221, 114
歳	入歳	出差	善 引	額	640, 501	391, 619		248, 882
翌年	手度へ繰	り越す	べき	財源	309, 048	15, 663		293, 385
実	質	収	支	額	331, 453	375, 956	Δ	44, 503
単	年 勇	更 収	支	額	△ 44, 503	91, 932	Δ	136, 435
積		<u> </u>		金	188, 444	554, 065	Δ	365, 621
繰	上	償	還	金	0	0		0
積	立 组	え 取	崩	額	117, 500	0		117, 500
実	質単年	年度山	反 支	額	26, 441	645, 997	\triangle	619, 556

(単位:千円・%)

	人和 4 左 座	△和○左 座	対前年度	
款 別	令和 4 年度	令和3年度	増減額	増減率
町税	2, 011, 644	2, 002, 741	8, 903	0.44
地方譲与税	132, 038	124, 686	7, 352	5. 90
利子割交付金	865	1, 736	△ 871	△50.17
配当割交付金	12, 379	13, 946	△ 1,567	△11. 24
株式等譲渡所得割交付金	8, 840	15, 557	△ 6,717	△43. 18
法人事業税交付金	24, 791	18, 294	6, 497	35. 51
地方消費税交付金	387, 336	380, 503	6, 833	1.80
ゴルフ場利用税交付金	10, 003	9, 905	98	0.99
自動車取得税交付金	393	0	393	_
環境性能割交付金	11, 321	8, 532	2, 789	32. 69
地方特例交付金	10,660	35, 776	△ 25, 116	△70.20
地方交付税	4, 285, 424	4, 336, 862	△ 51, 438	△ 1.19
交通安全対策特別交付金	2, 304	2, 682	△ 378	△14. 09
分担金及び負担金	28, 118	28, 471	△ 353	△ 1.24
使用料及び手数料	127, 315	129, 662	△ 2, 347	△ 1.81
国庫支出金	1, 222, 066	1, 819, 558	△ 597, 492	△32.84
県 支 出 金	603, 781	607, 415	△ 3,634	△ 0.60
財 産 収 入	165, 997	131, 948	34, 049	25. 80
寄 附 金	414, 623	359, 889	54, 734	15. 21
繰 入 金	667, 487	366, 438	301, 049	82. 16
繰 越 金	391, 619	302, 654	88, 965	29. 39
諸 収 入	117, 786	192, 867	△ 75, 081	△38.93
町賃	601, 700	1, 320, 600	△ 718, 900	△54.44
合 計	11, 238, 490	12, 210, 722	△ 972, 232	△ 7.96

(2) 歳 出

歳出については、性質別に分類し、前年度と比較すると次表のとおりである。

(単位:千円・%)

性質別	今和 4 年 由	今和3年	対前年度		
	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率	
人 件 費	1, 717, 091	1, 565, 565	151, 526	9. 68	
物件費	2, 270, 351	2, 065, 960	204, 391	9.89	
維持補修費	30, 299	28, 312	1, 987	7.02	
扶 助 費	1, 059, 029	1, 315, 326	△ 256, 297	△19. 49	
補助費等	1, 486, 268	1, 497, 247	△ 10, 979	△ 0.73	
普通建設事業費	718, 526	1, 655, 650	△ 937, 124	△56.60	
災害復旧事業費	3, 721	25, 822	△ 22, 101	△85. 59	
失業対策事業費	0	0	0	_	
公 債 費	1, 424, 302	1, 412, 754	11, 548	0.82	
積 立 金	701, 385	1, 041, 460	△ 340, 075	△32.65	
投資及び出資金	33,000	30, 664	2, 336	7.62	
貸 付 金	0	0	0	_	
繰 出 金	1, 154, 017	1, 180, 343	△ 26, 326	△ 2.23	
前年度繰上充用金	0	0	0	_	
合 計	10, 597, 989	11, 819, 103	$\triangle 1, 221, 114$	△10.33	

3 特別会計

各特別会計の決算における収支状況は、次のとおりである。

(1) かつらぎ町シビックセンター特別会計

(歳入) (単位:千円:%)

予算現額	調定額	(日 7. 汶姫	予算 7 入		不納欠損額	収入未済額
了异仇假		収入済額 対比 対比 対比		対比	个机人頂領	以八个併假
74, 296	72, 791	72, 791	97. 97	100.00	0	0

(歳出) (単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不	用額
74, 296	72, 709	97.86	0		1,587

(2) かつらぎ町国民健康保険事業特別会計

(歳入) (単位:千円・%)

子堂	章現額 	調定額	収入済額	予算	調定	調定 不納欠損額 対比	収入未済額
) J	产允识	阴足识	以八佰帜	対比	対比		以八小佰银
2,	548, 908	2, 659, 426	2, 566, 458	100.69	96. 50	9, 198	83, 770

(歳出) (単位:千円·%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不用額
2, 548, 908	2, 519, 751	98.86	0	29, 157

(3) かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計

(歳入) (単位:千円・%)

予算現額	調定額	収入済額	予算	調定	不納欠損額	収入未済額
		以八併領	対比	対比	小州人頂領	以八个併領
6, 160	6, 167	6, 167	100.11	100.00	0	0

(歳出) (単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不	用	額
6, 160	5, 810	94. 32	0			350

(4) かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計

(歳入) (単位:千円・%)

予算現額	調定額	巨額 収入済額 V		調定	不納欠損額	収入未済額	
了异况积 	加	以八伯 俶	対比	対比	个耐入頂領	以八个角银	
587, 213	602, 655	599, 922	102. 16	99. 55	1,898	835	

(歳出) (単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不用額
587, 213	574, 696	97.87	0	12, 517

(5) かつらぎ町介護保険事業特別会計

(歳入) (単位:千円・%)

予算現額	調定額	収入済額	予算	調定	不納欠損額	収入未済額	
「异塊領 		以八伯(明	対比	対比	个耐入頂領	以八八佰银	
2, 830, 595	2, 761, 344	2, 754, 981	97. 32	99. 76	1,858	4, 505	

(歳出) (単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算	翌年度繰越額	不用額
2, 830, 595	2, 621, 358	対比 92.61	0	209, 237

(6) 花園地域交流推進施設運営事業特別会計

(歳入) (単位:千円:%)

子 質	調定額 収入済額		予算 調定		不納欠損額	収入未済額	
予算現額	加 足积	以八角領	対比	対比	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	以八个佰银	
86, 746	86, 309	86, 309	99.49	100.00	0	0	

(歳出) (単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不	用	額
86, 746	86, 294	99. 48	0			452

4 決算審査意見

(1) 滞納措置について

町税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、給食費、公営住宅使用料等の滞納については、関係課が連携を取りながら粘り強い納付指導や保証人への交渉を行っているが、依然多額の未収入額となっている。現年納付を優先し、余力があれば過年度納付を行う等、まずは現年度の未納を増やさないよう引き続き努められたい。また、未収入額を回収するには、専門部署を設置し、弁護士等知識をもった外部の方を配置するなど、従来の取り組みとは違った手法を取り入れるよう検討されたい。さらに、和歌山地方税回収機構に移管できるものは速やかに移管するとともに、滞納者の中には、多額で長期間の滞納が認められ納付困難な状況であることから、法的手段の決断も必要と思われるので検討されたい。

(2) 備品等の管理について

各課が業務において使用している備品の管理については、管財情報課においてデータ管理を行っているが、新規購入、他課への移管、廃棄等の手続きについては、すべて所管課からの申請により手続きを行っている実情を踏まえ、所管課においては、すべての備品の確認を行い、備品管理の徹底に努められたい。また、環境課が販売しているごみ袋類、産業観光課等が作成しているパンフレット類、危機管理課が保有する防災ラジオや災害備蓄品、教育総務課が管理を行っている生徒・児童用の抗原検査キットなど、所管課が独自に管理しているものについては管理台帳を作成し、定期的な在庫確認の徹底に努められたい。

(3) 土地・建物の財産管理について

財産台帳は、管財情報課においてデータ管理されているが、財産の取得 や処分等については管財情報課と所管課が連携を密にし、管理を漏れなく 行い、適切な財産管理に努められたい。また、普通財産の中から払い下げ 等可能な財産が整理されているが、今後も財産の計画的な処分方法を検討 し、民間への貸付けを含めた積極的な利活用について検討されたい。

(4) 交通弱者対策に関する実証実験について

交通弱者(高齢者・免許返納者等)が安全に移動できる新たな交通手段として電動車いす(シニアカー)の実用性を検証するため、実施地域4地区を選定し実証実験が行われたが、結果はシニアカー利用者が少なく、利用者0名の地区もあった。公共交通の利便性の向上は重要であるが、今後このような実証実験を行う場合は、事前に詳細な調査を行い、地域の希望を聞きながら計画をたて、成果をあげるための仕組みづくりを検討されたい。

(5) マイナンバーカードの普及について

マイナンバーカードを利用して、町が発行する住民票の写し及び印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等のキョスク端末から取得できるサービスが導入されるなど、所管課において交付率100%を目指し取り組んでいる。更なる住民の利便性向上につなげるため、マイナンバーカードの普及に努められたい。

(6) 庁内のデジタル化推進について

国において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、自治体においても自治体DXの推進として、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性向上、業務の効率化、行政サービスの向上が求められている。本町においても行政手続きのオンライン化等を図り、DXの推進に取り組まれたい。また、文書決裁の電子化を早期に実現し、事務の効率化を図るとともに、紙ベースで作成されている庁内資料等についてはタブレットやノートパソコンを活用し、データ管理に移行するよう努められたい。

(7) 配布物の徹底について

町では住民に対し、毎月の町広報紙類やごみ袋の無料配布等を行っているが、町内会に入っていない方には配布物が行き届いていない現状である。 一方、新型コロナウイルス感染症の影響により各世帯に配布したクーポン 券の配布率は99.6%とほとんどの世帯に配布できている。町からの情 報発信についてはSNSなど電子媒体を活用しつつ全世帯100%の配布を目指し、配布方法等について検討されたい。